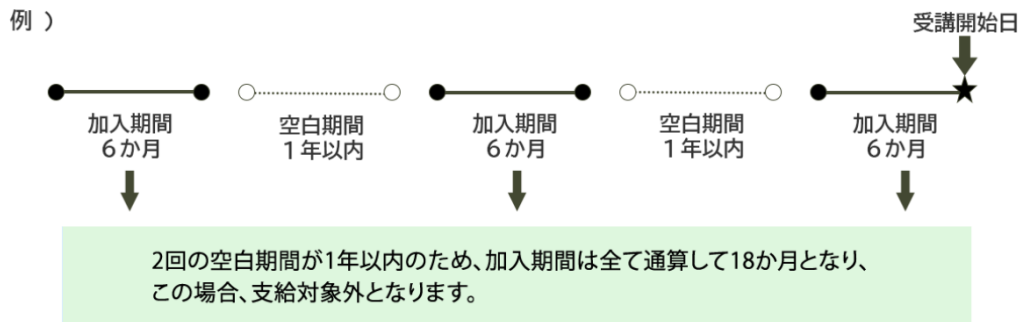


※令和7年度以前に大阪府スキルアップ支援金を活用した人も対象になります

雇用保険の加入期間は、加入していない空白期間が1年以内の場合、その前の加入期間を通算しますので、過去の加入期間も必ずご確認ください。



※過去に厚生労働省の教育訓練給付金を受給したことがある方は、その受講開始日より前の雇用保険の加入期間は通算しません。